



CONTENTS

- P.1 新たな生活を始める上で、契約する前に
知っておきたいこと
- P.2 相談員コラム
- P.4 新宿消費生活センターからのお知らせ

No. 276

2025 年 4 月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

新たな生活を始める上で、 契約する前に知っておきたいこと —新生活を始める皆さんへ—

進学、就職、転勤など新たな環境で生活を始める人が多くなるこの季節。新生活のスタートに伴っていろいろな契約をすることになると思います。

契約の注意点を確認し、気持ちよく新生活をスタートさせましょう！

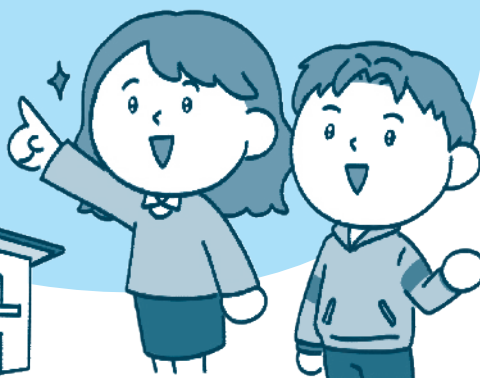
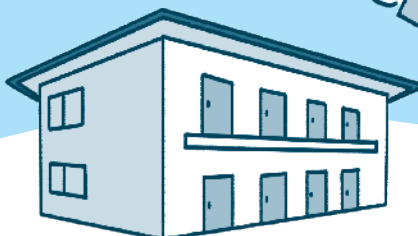
START

一緒に
確認しよう！

STEP 1

賃貸アパート契約の注意点

2022 年宅建業法の改正により、オンラインで契約ができるようになりました。しかし、実際に引っ越してみると画面越しとは違って見えたり、近所の飲食店がうるさかったりと現地まで足を運ばなければ、分からないことが多くあります。後悔しないためにも、現地へ出向き家の中だけではなく、外の環境も確認した上で契約しましょう。



STEP 2

引っ越しの 契約の注意点

国土交通省が定めた標準引越運送約款にはキャンセル代金の規定があることから、ほとんどの引越し業者が、標準引越業運送約款を元に規約を作成しています。契約を途中でやめる際はキャンセル料についてもよく確認しましょう。

CHECK!



STEP 3

電気・ガスの 契約の注意点

引っ越し契約や賃貸アパートの契約の際に、ウォーターサーバーの契約や電気ガスの契約、インターネットの通信回線の契約をすれば、安くするなどと言われ契約したが、契約期間の縛りがあり、中途解約すると違約金が発生する規約になっている場合があります。安くなると言われても後で高く付くこともあります。契約は慎重にしましょう。

STEP 4

通信販売の 契約の注意点

通信販売の契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。解約については規約に従うことになります。よく読まないで契約をすると定期購入であったり、思いもしない契約内容であることがあります。通信販売には、確認画面が表示され契約内容を表示するよう法律で定めがありますが、その確認画面をスクリーンショットで撮っておかないと、契約内容を後で見返すことができないので、注意しましょう。



番外編 エステ契約の注意点

近年、エステ会社の倒産が相次いでいます。契約金額を一括で支払い、数回しか通っていないくても、会社が倒産すると、サービスが受けられないだけでなく、お金も戻って来ません。計画的に通い、早めに消化できる契約内容にしましょう。

また、契約書には施術回数の記載があるのに、永久に通えるという説明を受けて契約を結んだというケースが見受けられます。企業は利益を追求する組織なので、契約内容以上の施術回数を超えて永久にサービスが受けられることはありません。行き過ぎた契約内容を提示する企業は倒産する可能性があると思います。





相談員コラム

消費生活センターの相談員も、皆様と同じように消費者であり、日常的に事業者と契約を交わしながら生活をしています。

そんな私が契約をする際に、注意していることをお話しします。

まず、契約をする際にはその契約ごとに契約の成立がいつになるかということを確認します。契約の成立時期はサービスによって変わります。契約書面を交わした時点や、口頭での合意、また、代金を振り込んだ時点で成立するものもあるため、一概に契約成立時がいつとは言えません。契約成立時期を確認するために、事業者に問い合わせたり、ホームページで契約内容や規約について確認したりすることでトラブルが減ります。また、問い合わせの電話にすぐに出ることや丁寧な受け答えがなされることで、信用できる企業かどうか判断できる 1 つの材料となります。

次は、解約方法について確認します。契約に

よっては 1 カ月前に解約の申請をする必要があるなど、解約したいと思ってもすぐに解約できないことがあります。そのため、解約手続きや、解約の操作の仕方を事前に調べ、計画的に解約する時期を決めています。中には、解約日が決められていて、その解約日に解約をしなければ違約金が発生するなど、消費者には負担の大きい契約内容もあります。規約を受け入れなければ契約が出来ないと言われてしまうため、やむなく同意し契約を決めることも少なくありません。しかし、同種事業者が消費者に良い規約や条件を付けると、市場に競争が生まれ消費者にとって良い契約先で契約するという流れが生まれます。消費者の強みは、自身にとって良い契約内容の企業を選べるということにあります。ご家族で、契約内容について話し合い、他社と比較し契約内容を見直す機会を設けてみてはいかがでしょうか。



新宿消費生活センターご利用案内

悪質商法・契約・解約など、困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員・弁護士が相談をお受けします。

消費生活相談 〈対 象〉新宿区にお住まいの方、
新宿区に通勤・通学している方
〈相 談 料〉無料
〈相談場所〉新宿区立新宿消費生活センター
(新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3 階)

〈電話番号〉03-5273-3830 (消費生活相談専用)

電話相談：月～金 (年末年始、祝日を除く)
9：00～17：00

来所相談：月～金 (年末年始、祝日を除く)
9：00～16：30

新宿消費生活センターからのお知らせ

消費生活イベントを開催しました!

消費生活センターマスコットキャラクターお披露目式

令和6年7～9月に公募した作品の中から評価・選定し、お披露目式を行いました。



新宿消費生活センターマスコットキャラクター **マモるん**

作者 高橋陽斗さん (区立落合第四小学校)

コメント:

消費者をマモる魔法の手を持つ正義の味方の「マモるん」です。手品のごとくトラブルを解決してくれます。マモるんは地球環境にも興味があって、緑を育てるのが好きです。マスコットキャラクターに選ばれて、すごく嬉しいです。

消費生活デジタル作品コンテスト表彰式

令和6年7～9月に公募した作品の中から評価・選定し、表彰式を行いました。



動画部門 最優秀賞 **「モ〜ウたまらん」**

作者 湊 祐太郎さん

コメント:

最優秀賞をいただきすごくうれしいです。15秒の限られた時間の中で、不安と焦りを表現する方法を模索しながら制作しました。また、世代を問わずわかりやすい動画を心がけました。

動画部門 最優秀賞 **「ワンクリック詐欺に騙されないで!」**

作者 瀬瀬史乃さん (成女学園中学校)

コメント:

まさか自分が受賞できると思っていなかったので、とても嬉しかったです。作品のポイントは一目で何を伝えたいか分かるように大胆な構図にしたところです。



● 詳細は区 HP にてご紹介しています。 ●

▶ 第二部では菊地幸夫弁護士の講演会を実施しました。
消費者トラブル事例などについてユーモアを交えながらお話いただきました。